名古屋市立小中特別支援学校事務研究協議会　会則

第　１　章　　総　　則

第１条（名称）

本会は名古屋市立小中特別支援学校事務研究協議会と称する。

第２条（本部）

本会の本部は会長の在籍する学校におく。

第３条（目的）

本会は各区研究会の連携のもとに、学校事務の研究を推進し、教育目標の達成に寄与することを目的とする。

第４条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、必要に応じ次の事業を行う。

一　各区研究会並びに外部諸団体との連絡調整

二　学校事務に関する情報の収集並びに広報活動

三　学校事務に関する調査並びに研究

四　研究大会の開催

五　その他、本会の目的達成に必要な事業

第５条（構成）

本会は名古屋市行政区における各区研究会員をもって構成する。

第　２　章　　機　　関

第６条（機関の設置）

本会に次の機関をおく。

一　総　　会

二　世話係会

三　役員会

四　事務局

五　部　　会

六　特別委員会

2.　前項各機関の議決は議決権を持つ会員の２分の１以上が出席し、その過半数を必要とする。

第７条（総会）

総会は本会の最高議決機関とする。

2.　総会は毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

3.　前項の規定に関わらず、世話係会の建議があったとき及び会員の過半数の要請があったときは、臨時総会を開かなければならない。

4.　総会の議決事項は次のとおりとする。

一　会則の改正

二　事業計画の決定

三　予算の決定・決算の承認

四　役員の承認

五　その他重要な事項

5.　前項までの規定に関わらず、第１５条の規定によって会長が選出されたときには、代議員会をもって総会にかえることができる。代議員は各区１０名につき１名とし、端数は四捨五入する。ただし、代議員会においては前項第１号についての議決は行わない。

第８条（世話係会）

世話係会は、各区を代表する各区研究会会長（世話係）をもって組織し各区研究会の連絡調整を図り、かつ役員会の諮問に応じ会の運営について建議する。

2. 世話係会の運営のため、世話係長及び副世話係長をおく。
3. 世話係長は世話係会で互選し、副世話係長は世話係長の推薦によって世話係から選出する。
4. 世話係会は原則として月一回会長が召集する。ただし、臨時に開催することができる。
5. 役員は、世話係会に参加することができる。
6. 前項までの規定に関わらず、第１５条の規定によって会長が選出された時には、事業の執行にあたることができる。

第９条（役員会）

役員会は役員でもって組織し、総会及び世話係会で承認された事業の執行にあたる。

第１０条（事務局）

事務局は、事務局長、事務局次長、及び事務局員で構成し、次の事業を行う。

一　本会の組織運営方針の企画・立案
二　市研究大会の企画・運営
三　総会の準備・運営
四　本会の行事調整、本会組織間の連絡調整
五　その他、渉外及び部に属さないこと

第１０条の１（部会）

事業の執行を円滑に行うため、次の部をおく。

2. 研究部は次の事業を行う。
一　学校事務に関する実務・理論の研究
二　研究計画の立案と実施
三　その他、研究に関すること
3. 研修部は次の事業を行う。
一　研修会の企画・運営
二　研修計画の立案
三　市研究大会資料作成
四　その他、研修に関すること
4. 情報部は次の事業を行う。
一　情報の発信・受信（広報活動を含む）
二　学校事務の情報化推進
三　学校事務に関する情報管理
四　その他、情報に関すること

第１１条（特別委員会）

事業の執行にあたって会長が特に必要と認めるときは、世話係会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会は、会長から委任された事業を執行し、目的達成後解散する。
3. 特別委員長は役員会に参加する。

第１２条（役員の種類）

本会に次の役員をおく。

一　会長　　１名
二　副会長　　２名
三　事務局長　　１名
四　事務局次長　　１名
五　部長　　３名
六　会計　　１名

第１２条の１（会計監査）

本会に会計監査を２名おく。

第１３条（役員の任務）

役員は、各々次の事務をつかさどる。

一　会長は、本会を代表して会務を統括する。
二　副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会務を代行する。
三　事務局長は、事務局を代表し事務局の運営にあたる。
四　事務局次長は、事務局長を補佐する。
五　部長は、部を代表し部の運営にあたる。
六　会計は、会費を管理し適切な執行を行う。

第１３条の１（会計監査の任務）

会計監査は、会計を監査する。

2. 会計監査は、必要に応じ、役員会・世話係会に参加することができる。

第１４条（役員等の選出方法）

会長及び会計監査は、選挙によって総会までに決定する。

2. 前項役員等の選挙事務は、選挙管理委員会が行う。ただし、当分の間、世話係会に選挙事務を委任する。
3. 選挙管理委員会は、次のことを行う。

一　選挙の公示
二　立候補者の受付と公示
三　選挙結果の公示

4. 選挙は、全会員の無記名投票によって行い、単一候補の場合は、投票総数の２分の１以上の信任によって選出される。
5. 第１項の役員等に欠損が生じたときは、補欠選挙を行う。
6. その他の選挙事務について、必要な事項は、選挙管理委員会の協議により執行する。

第１５条（特別な役員等の選出方法）

前条の選挙が行い得ないとき、会長は前年度世話係会が推薦し、総会までに決定する。

2. 会計監査は、世話係会の推薦により選出する。ただし、世話係は除く。
3. 第１項の選挙が行い得ないときとは、立候補のない場合及び立候補者のないことが予想され、世話係会が選挙を行い得ないと判断したときをいう。

第１６条（事務局、部会、特別委員会の構成員及び副会長、会計の選出）

副会長、事務局長、事務局次長は、会長の推薦により世話係会の承認を得て選出する。

2. 部長及び特別委員長は、会長が指名する。
3. 会計は、会長が指名する。
4. 事務局員は、会長の指名により会長が委嘱する。
5. 部員及び特別委員は、会員の希望、世話係会の推薦及び会長の指名により会長が委嘱する。

第１７条（役員等の任期）

役員等の任期は総会から総会までとし、補充された役員等の任期は、前任者の残りの期間とする。

第 3 章　　会　　計

第１８条（会費）

本会の経費は、各区研究会分担金及び補助金、寄付金並びにその他の収入を持ってあてる。ただし、必要が生じたときには、世話係会の承認を得て、別に徴収することができる。

2. 各区分担金は、前年度世話係会で決定する。

第１９条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日までとする。

第 4 章　　諸団体との連携

第２０条　削除

第２１条　削除

第２２条（区研究会との関係）

本会に行政区のとおり支部をおく。支部長の任には、各区で選出された区研究会会長（世話係）があたる。

第 5 章　　顧　　問

第２３条（顧問）

本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、会長の推薦により世話係会の承認を得て選出する。
3. 顧問の任期は１年とする。ただし、再任をさまたげない。
4. 顧問は、会長の諮問に応ずる。
5. 顧問は、必要に応じ、役員会に参加することができる。

第 6 章　　附　　則

第２４条（旧会則の廃止）

名古屋市公立小中学校事務職員研究会（昭和 45 年４月１日施行）は廃止する。

第２５条（会則の実施）

この会則は、昭和４８年6月１９日から実施する。

昭和５５年6月２４日　一部改正（名称の改正）
平成　２年1月３１日　一部改正（第１０条・第１５条・第１８条）
平成　６年6月　１日　一部改正（第2条・第4条・第6条・第１０条・第１２条・第１３条・第１６条・第１９条・第２３条）
新　　設（第１０条の１・１２条の1・１３条の1・第５章顧問）
平成１４年5月２９日　一部改正（第１０条の１・第１２条）
平成２１年4月２４日　一部改正（第１条）
平成２２年１２月１０日　一部改正（第7条・第8条・第１０条・第１０条の１・第１２条・第１４条・第１５条・第１６条・第２１条・第２３条）
平成２８年１２月９日　一部改正（第１０条の２・第２０条・第２１条）

2. 第１９条の会計年度は、平成６年度に限り、平成６年６月１日から平成７年３月３１日までと読み替える。
3. 平成２２年１２月１０日一部改正のうち、第１０条・第１０条の１は平成２３年度からの実施とする。第１２条は平成２２年度に限り、この一部改正前の役員の種類とする。
4. 平成２８年１２月９日一部改正は、平成２９年４月１日から実施する。

名古屋市立小中特別支援学校事務研究協議会　弔意内規

１）会員死亡の場合、生花一対と香料三万円を供える。
（但し、生花のない場合は、これに相当する金品とする。）
２）前項に必要な経費については、会予算から支出する。
３）この内規の改正については、世話係会で審議決定する。
４）この内規は、昭和５７年３月９日より実施する。

昭和５８年５月２０日一部改正（親族の範囲）
平成　２年５月８日一部改正（香料の改正）
平成１０年３月４日一部改正（会員以外の内規廃止）
[平成１０年４月１日施行]